

第22期 第25回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和5年8月7日（月）

15：30～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

第1 開 会

第2 議 題

- 1 有明海区における共同漁業及び区画漁業の免許
について（諮問） P1～4
- 2 有明海区漁業調整委員会指示について（協議） P5～15
 - （1）のり養殖施設への立入禁止等
 - （2）竹羽瀬漁業の保護
 - （3）ムツゴロウ、シオマネキの保護
- 3 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号に
かかる違反について（協議） P16～20
- 4 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州
ブロック会議について（協議） P21～23
 - 5 その他 P24

第3 閉 会

水産第 1822 号
令和 5 年 8 月 3 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山 口 祥 義



佐賀県有明海区における共同漁業および区画漁業の免許について（諮問）

令和 5 年 5 月 1 2 日付けで公示した佐賀県有明海区における共同漁業および区画漁業の漁場計画（計 4 7 8 件）について、佐賀県有明海漁業協同組合から免許申請がありました。

については、漁業法第 7 0 条の規定により、貴委員会の意見を求めますので、令和 5 年 8 月 1 8 日（金）までに答申して下さるようお願いいたします。

（担当：農林水産部水産課）

令和5年共同漁業権、区画漁業権漁場計画 <佐賀県有明海区>

令和5年5月12日現在

共同漁業	区 分	平成30年	令和5年 漁場計画(案)	増 減 (△)	備 考	
Ⅷ 区 画 漁 業 権 Ⅸ	第一種・第二種	1	1	0		
	第三種	2	2	0		
	共 同 計	3	3	0		
	第一種 区 画	のり養殖業	278	276	△2	(1) 佐賀市支所 (漁場消滅: 第1137号、第1143号) (2) 新有明支所 (漁場縮小: 第1228号)
		かきひび建業	14	14	0	—
		もがいひび建業	30	28	△2	(3) 南川副支所 (漁場消滅: 第3028号) (4) 大浦支所 (漁場消滅: 第3001号)
		かき垂下式養殖業	2	3	1	(5) 鹿島市支所 (新規漁場: 第2103号) (6) 新有明支所 (漁場拡張: 第2102号)
	第三種 区 画	小計 (第一種区画)	324	321	△3	
		もがい養殖業	42	41	△1	(7) 大浦支所 (漁場消滅: 第3301号)
		あさり養殖業	64	62	△2	(8) 大浦支所 (漁場消滅: 第4059号、第4066号)
あげまき養殖業		54	51	△3	(9) 南川副支所 (漁場消滅: 第5049号、第5050号、第5053号)	
くまさるぼう養殖業		8	0	△8	(10) 大浦支所 (漁場消滅: 第6001号~第6008号)	
小計 (第三種区画)		168	154	△14		
合 計	495	478	△17			

※ 数字は件数 (区画数)

佐賀県有明海における共同漁業、区画漁業免許申請者一覧

漁業権番号	漁業種類・名称	免許申請件数	申請者	
			住所	氏名又は名称
有共 1号	第一種・第二種共同漁業権	1	佐賀市西与賀町 大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合
有共 2～3号	第三種共同漁業権	2	同 上	同 上
有区 1001号 ～ 1288号	第一種区画漁業 のり養殖業	276	同 上	同 上
有区 2001号 ～ 2014号	第一種区画漁業 かきひび建養殖業	14	同 上	同 上
有区 2101号 ～ 2103号	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	3	同 上	同 上
有区 3002号 ～ 3030号	第1種区画漁業 もがいひび建養殖業	28	同 上	同 上
有区 3302号 ～ 3343号	第三種区画漁業 もがい養殖業	41	同 上	同 上
有区 4001号 ～ 4065号	第三種区画漁業 あさり養殖業	62	同 上	同 上
有区 5001号 ～ 5054号	第三種区画漁業 あげまき養殖業	51	同 上	同 上
合 計		478		

区画漁業権（新規漁場）申請者一覧（適格性審査）（佐賀県有区）

漁業種類 及び 公示番号	申請者 (関係支所名)	既存漁場 a 地元地区内に住所を有し 当該漁業を営む者の属す る世帯数	新規漁場 b 地元地区内に住所を有し 1年に90日以上沿岸漁業 を営む者の属する世帯数	左のうち漁業協同組合員 の属する世帯数	a 又は b x 2/3
かき 有区第2103号	佐賀県有明海漁協（鹿島市）		24	24	16

※ 新規漁場のみ表示

※ 既存漁場（移動、形状変更を含む）については、a（地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯数）のうち漁協組合員の属する世帯数の割合は全て100%

令和5年7月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏

のり養殖業に係る委員会指示について（要望）

貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第1種区画漁業権（のり養殖業）につきましては、操業の安全確保並びに秩序維持を図るため、現委員会指示第1号と同内容にて、引き続き下記の期間において委員会指示を発出下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日まで（5年間）

令和5年7月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏

のり養殖業に係る委員会指示について（要望）

貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第1種区画漁業権（のり養殖業）につきましては、秩序維持を図るため、のり標識旗が必要である為、下記の期間において委員会指示を発出下さいますようお願い致します。

記

1. 期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日まで（5年間）

なお、現行の委員会指示第41号の第1項および第2項については、不要となった為、新たに委員会指示を発出される際は、削除願います。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1種区画漁業権漁業ののり養殖施設内に入入りする漁船は佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号（旧第1号、第41号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。</p> <p>昭和48年 9月 8日 昭和56年10月 5日一部改正 平成 5年 1月20日一部改正 令和 3年 2月 4日一部改正</p> <p>佐賀県有明海区漁業調整委員会 会 長 徳 永 重 昭</p> <p>1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。 ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認められた場合はこの限りでない。</p> <p>2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業</p>	<p>佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。</p> <p>令和 5年 8月 日</p> <p>佐賀県有明海区漁業調整委員会 会 長 西 久 保 敏</p> <p>1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。 ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認められた場合はこの限りでない。</p> <p>2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業</p>

<p>は、<u>第1種区画漁業権</u>（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。</p> <p>ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該<u>漁業者</u>が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に認められた場合はこの限りでない。</p>	<p>は、<u>第1種区画漁業権</u>（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。</p> <p>ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該<u>漁業者</u>が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認められた場合はこの限りでない。</p>
<p>3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。</p>	<p>3 <u>第1種区画漁業権漁業</u>ののり養殖施設内に入入りする漁船は<u>佐賀県有明海区漁業調整委員会</u>が交付する<u>標識旗</u>を掲げなければならない。</p>
	<p>4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。</p>

佐有漁協指第174号
令和5年7月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏

竹羽瀬に係る委員会指示について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第40号につきましては、共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の一定の保護と漁業秩序維持のため、下記の期間のとおり継続した委員会指示を発出下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日まで（5年間）

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第63号

佐賀県有明海区における共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会長が認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

令和5年9月1日から令和10年8月31日までの間、竹羽瀬両こうで先を70メートルに延長した点を結ぶ線以内と、こうでと袋網の後面10メートル以内の区域。

上記保護区域内では当該漁業に著しく支障をおよぼす漁業を営み、当該漁業の魚道を遮断し、又は、魚群を逸散させる行為をしてはならない。

佐有漁協指第174号
令和5年7月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏

竹羽瀬に係る委員会指示について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第40号につきましては、共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の一定の保護と漁業秩序維持のため、下記の期間のとおり継続した委員会指示を発出下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日まで（5年間）

佐有漁協指第175号

令和5年7月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保敏

ムツゴロウ及びシオマネキに係る採捕禁止区域の
漁業調整委員会指示期間の設定について（要望）

貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本県有明海における漁業調整並びに水産業振興につきましては、日頃より特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第42号により六角川河口域のムツゴロウとシオマネキ、新有明漁港西側一部のムツゴロウについて、それぞれ保護区域を設定いただいた結果、当該対象種の増殖が図られており、当漁協としては資源保護の観点から高く評価しています。

つきましては、本年8月31日をもって委員会指示期間満了となりますが、有明海を代表する生き物であるムツゴロウ、シオマネキの資源保護を促進するため、引き続き同内容にて委員会指示を発出下さいますようお願い申し上げます。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

~~なお、平成28年2月18日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第29号及び同第30号は、平成31年3月1日をもって廃止する。~~

令和5年8月 日

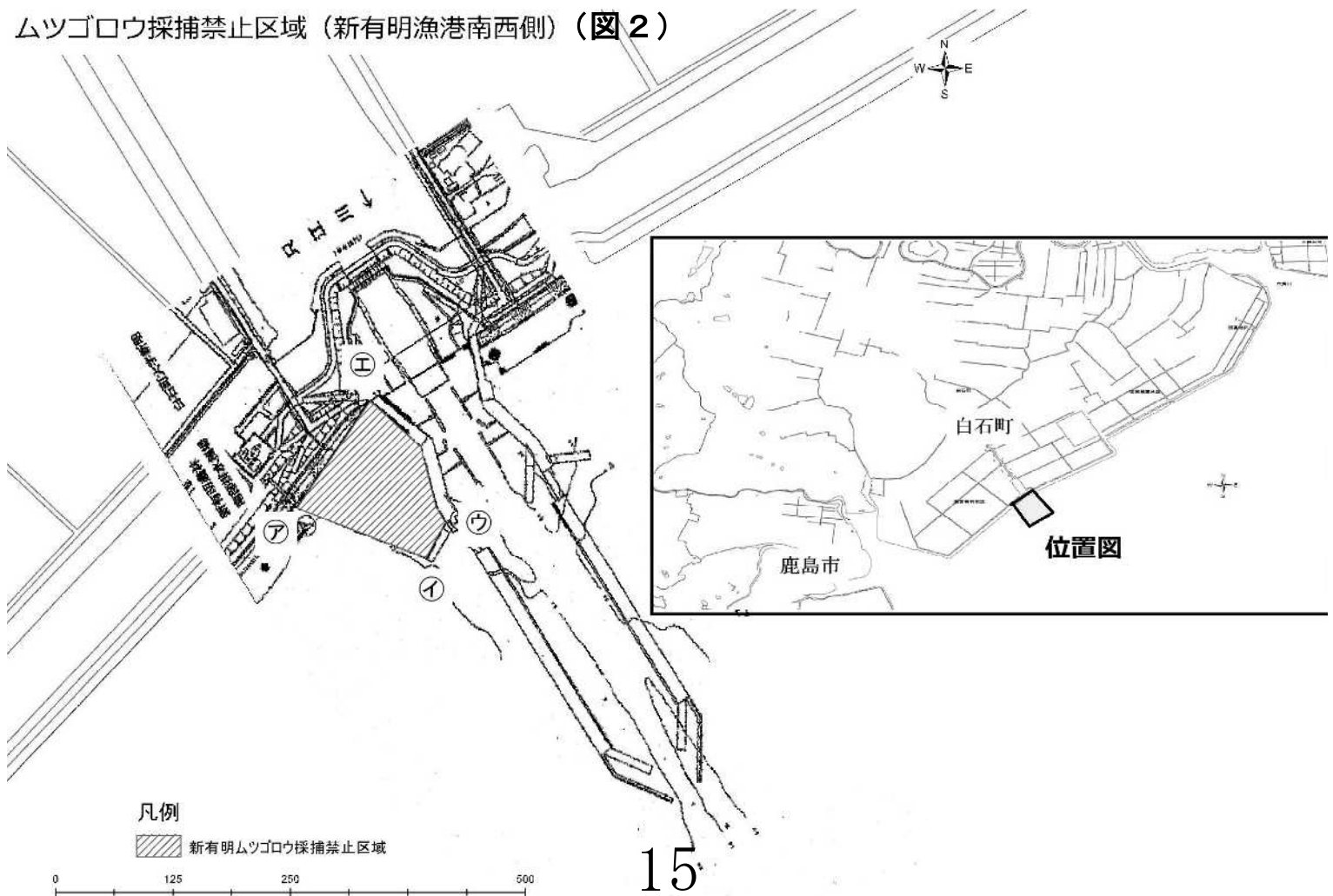
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を通る直線
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側棧橋の西側縁辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図2）
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水路の先端南西端
点イ 只江川河口右岸側棧橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚棧橋）の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端
点ウ 点イの斜路の棧橋への取付基部北西端
点エ 只江川河口右岸側棧橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

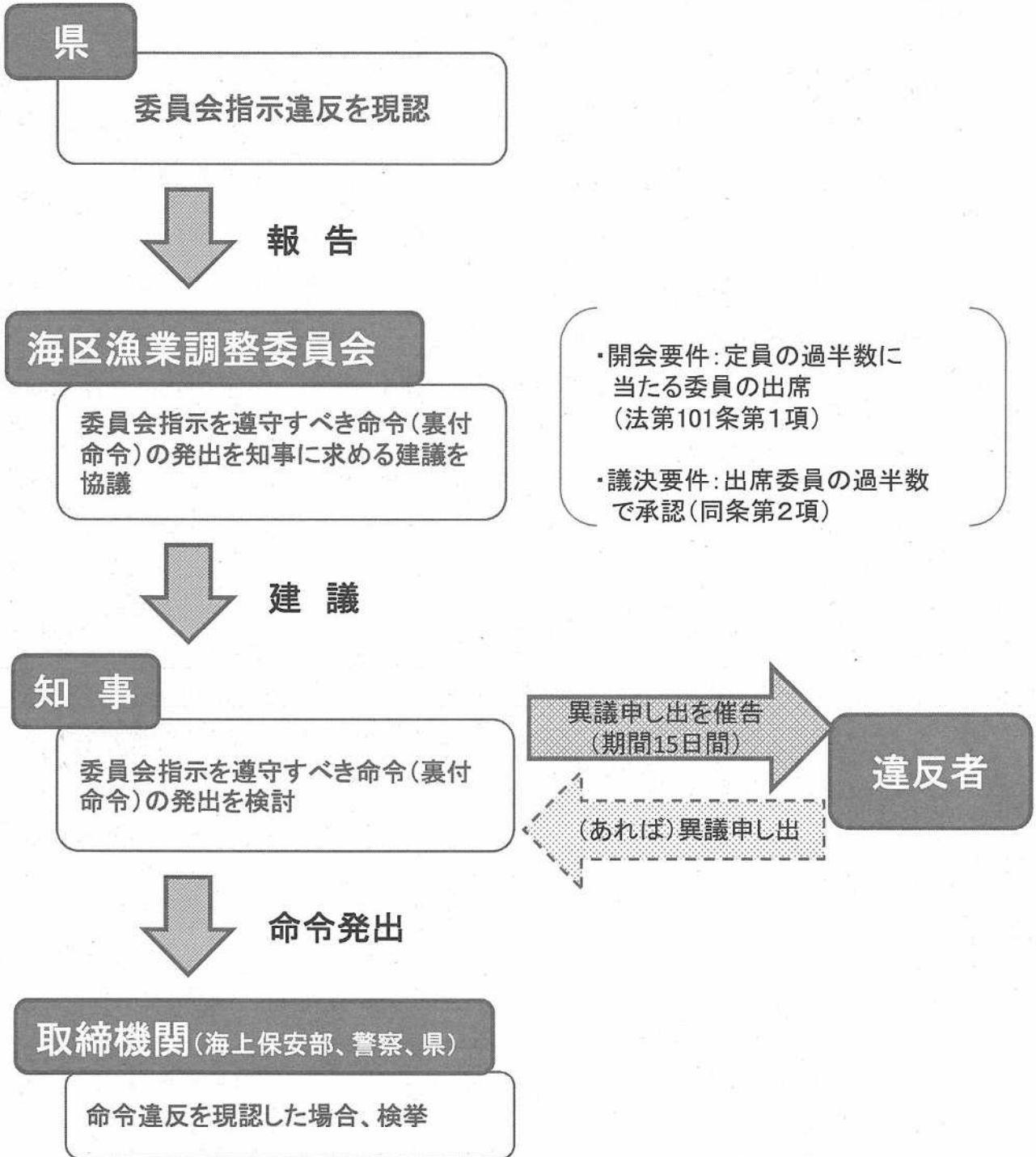
六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域(新有明漁港南西側)(図2)



～ 委員会指示違反の現認から裏付命令発出までの流れ ～



漁業法（漁業調整委員会指示の関連条項）抜粋

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（2～7略）

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

（罰則）

第九十一条 第二百十条第十一項（第二百十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
 - (1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒
 - (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

佐連調委第 号
令和5年8月 日

九州・沖縄各県海区漁業調整委員会会長 様

佐賀県連合海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会
九州ブロック会議の開催について（通知）

標記について、下記のとおり開催いたしますのでご出席賜りますようお願いいたします。

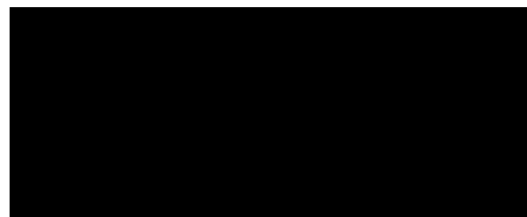
なお、会議出席者については、別紙様式により 10月〇日（〇）までに事務局宛てに電子メール等でお知らせくださるようお願いいたします。

なお、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会は行いませんので、連合海区による取りまとめを行い提出されますようお願いいたします。

記

- 1 会議日時 令和5年11月16日（木）14時30分～ 本会議
11月17日（金） 8時30分～ 視察等
- 2 開催場所 ホテルグランデはがくれ 1階「ハーモニーホールB」
〒840-0815 佐賀県佐賀市天神2丁目1番36号
TEL：0952-25-2212
- 3 受付等 14時00分から

佐賀県 海区漁業調整委員会事務局



(別 紙)

1 開催内容

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1日目(11月16日) | 14:30~17:00 | 本会議、講演等 |
| | 18:00~ | 情報交換会 |
| 2日目(11月17日) | 8:30~12:00 | 現地視察等(予定) |

2 会議内容

- (1) 令和6年度要望事項について
- (2) 次期開催海区について
- (3) 令和10年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の開催について

3 参加者

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会(会長, 事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課, 九州漁業調整事務所, 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部林務水産課
- (3) 佐賀県農林水産副部長, 佐賀県連合海区漁業調整委員会(会長, 委員等)
約40名

4 現地視察等

未定(検討中)

事務連絡

令和5度 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議 意見交換会等について

- 1 情報交換会： 会費6,000円（予定）
 - ・会費は、受付時に領収書と引き換えに徴収いたしますので、お釣りが
ないようお願いします。
 - ・情報交換会の会場は、会議場の隣の「ハーモニーホールA」です。
- 2 宿泊先について
 - ・誠にお手数ですが、各自でご手配のほどよろしくをお願いします。
（早目の予約をお願いします。）
- 3 現地視察について（8：30から12：00頃までの予定）

海 漁 調 委 第 号
令和5年(2023年)8月 日

(別記) 様

佐賀県連合海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

第22期第4回佐賀県連合海区漁業調整委員会の開催について(通知)

佐賀県連合海区漁業調整委員会事務規程第6条の規定により、下記のとおり招集します。

記

- 1 日 時 令和5年8月23日(水) 15時00分～
- 2 場 所 唐津市水産会館 2階 多目的ホール
(唐津市海岸通り 7182-217)
- 3 議 題
 - (1) 令和5年度全国漁業調整委員会連合会通常総会(第59回)の結果について(報告)
 - (2) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における
佐賀県の要望事項について(協議)
 - (3) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の開催について(協議)
 - (4) その他

担 当 : 事務局